

行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

(1) 令和元年度実施の有識者による現物確認分

熊本県行政文書等の管理に関する条例の施行前の、旧基準により保存期間が満了した行政文書ファイル

① 廃棄対象ファイル数	911
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	884
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	26
④ ①のうち、有識者が、条件付きで廃棄可としたファイル数	1

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

1(1)の911冊の行政文書ファイルについて実施。

ア 意見聴取期間

令和2年3月16日（月）から4月14日（火）まで。

イ 意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを県のホームページに掲載した。

ウ 県民から提出された意見 0件

(2) 有識者による現物確認及び意見聴取

ア 書類審査及び意見聴取

令和元年12月24日（火）から12月26日（木）まで

イ 意見の聴取先

九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館）グループ

ウ 現物確認及び意見聴取

令和2年3月2日（月）実施

エ 有識者から提出された意見

資料1-2「有識者意見聴取結果表（知事部局）」のとおり。

3 有識者意見聴取結果表について

資料1-2 有識者意見聴取結果表

- ① 有識者が、廃棄相当と判断したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 廃棄
- ② 有識者が現物確認し、重要な文書として意見を付したのもの・・・・・・ 保留
- ③ 有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物(印刷物等)が別途保管されていれば廃棄可能等との意見を付したのもの・・・・ 条件付廃棄